

令和5年度

# 第11回教育委員会（定例）

令和6年 2月 7日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和 6 年 2 月 7 日 午後 2 時 0 0 分～  
場 所 市役所第 2 庁舎 3 階 2-301・302 会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第 1 第 10 回会議録の報告・承認

日程第 2 会議録署名委員指名  
番委員 ( 委員)

日程第 3 会期の決定 自 令和 6 年 2 月 7 日 至 令和 6 年 月 日 日間

日程第 4 承認事項

- 第 14 号 令和 5 年度 3 月補正予算案の市長への提案について(教育総務課)・・・1 頁
- 第 15 号 丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の市長への提案について (保育教育課)・・・3 頁
- 第 16 号 丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の市長への提案について (保育教育課)・・・5 頁

日程第 5 議案

- 第 24 号 地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく協議について (教育総務課)・・・7 頁
- 第 25 号 第 4 期丹波篠山市教育振興基本計画策定にかかる諮問について (教育総務課)・・・9 頁
- 第 26 号 丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (学校給食センター)・・・10 頁
- 第 27 号 丹波篠山市保育従事者資格取得支援助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について (保育教育課)・・・11 頁
- 第 28 号 「令和 6 年度丹波篠山の教育」の策定について (教育総務課)・・・13 頁

日程第 6 報告事項

- 1 寄附採納について (教育総務課)・・・14 頁
- 2 後援名義の承認について (教育総務課)・・・15 頁
- 3 小中学校児童生徒の問題行動等について (学校教育課)・・・16 頁

4	夏季休業期間の変更について	(学校教育課) . . . 19 頁
5	就学時の健康診断の実施について	(学事課) . . . 21 頁
6	第44回丹波篠山ABCマラソンについて	(社会教育課) . . . 24 頁
7	教育長報告	. . . 28 頁

《次回定例会》

教育委員会(定例) 日程：令和6年3月12日(火) 14:00～ 場所：市役所第2庁舎3階 2-301・302 会議室

承認第14号

令和5年度3月補正予算案の市長への提案について

令和5年度3月補正予算案を市長に提案したことについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、別紙専決処理書のとおり処理したので、教育委員会の承認を求める。

令和6年2月7日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下別紙1》

## 専 決 処 理 書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、令和5年度3月補正予算案を市長に提案することについて専決処理した。

理由：令和5年度3月補正予算案については、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則第4条第1項第9号の規定により議決事項となっているが、予算編成に時間を要し、1月18日の第9回定例教育委員会後の確定となった。

については、第124回丹波篠山市議会2月6日会議に議案提出できるように専決処理した。

令和6年1月19日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

承認第15号

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の市長への提案について

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案したことについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、別紙専決処理書のとおり処理したので、教育委員会の承認を求める。

令和6年2月7日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹後政俊

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成11年篠山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表保育園・学校関係の非常勤の特別職の部幼稚園長 幼稚園教頭の項中「8,000円」を「16,000円」に、「4,000円」を「8,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 専 決 処 理 書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて専決処理した。

理由：丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第9号の規定において、教育委員会の議決事項となっている。

丹波篠山市の公立幼稚園（11園）の園長ならびに教頭については、隣接する公立小学校の校長ならびに教頭が兼任している状況であり、幼稚園の園長ならびに教頭の報酬額については、平成12年に条例で規定するようになって以降、金額を変更せずに今日に至っている。

平成12年以降の幼児教育の動きをみると、国においては、平成29年3月、幼児期における教育・保育の指針となる幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂され、幼児教育に関する記載が共通化され、施設の種別を越えて、今後の幼児教育を推進することとなった。

次に、近年、丹波篠山市の公立幼稚園においても特別な支援を必要とする園児が増えている状況にあり、教職員との共通理解や協議、保護者とのきめ細やかな対応が必要な状況となっている。

さらに、地域に開かれた魅力ある園づくりのため、平成15年から導入している学校評議員制度、平成29年から導入している学校園における学校運営協議会については、その運営や業務の大半を園長・教頭が担っており、また、幼稚園と小学校の教育内容をつなぐためのカリキュラムの編成や連携のための協議などの業務も加わっている状況にある。

このような状況を踏まえ、平成12年の条例制定以降の新たな業務、近年、増加している業務、近隣市町の状況などを勘案し、幼稚園の園長ならびに教頭の報酬を増額するものであるが、改正後の金額設定の検討に時間を要したため、令和6年4月から適用できるよう、第124回丹波篠山市議会2月6日会議に条例改正について議案提出できるよう専決処理した。

令和6年1月25日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

承認第16号

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の市長への提案について

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案したことについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、別紙専決処理書のとおり処理したので、教育委員会の承認を求める。

令和6年2月7日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹後政俊

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。



## 専 決 処 理 書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて専決処理した。

理由：丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第9号の規定において、教育委員会の議決事項となっている。

国では、令和3年12月、「構造改革のためのデジタル原則」が策定され、その後、デジタル臨時行政調査会において、令和4年6月3日には「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、書面掲示、目視等を義務づけるアナログ規制については点検・見直しをすることとし、順次、見直しが行われている。

このような状況のなか、令和5年12月26日、「母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和5年内閣府令第86号）が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」といいます。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）についても、その一部が改正された。

丹波篠山市では、国の運営基準に沿って丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定しているため、同条例について所要の改正を行うものである。

しかしながら、国の運営基準の改正が令和5年12月26日であり、令和6年1月18日開催の定例教育委員会に議案提出するには時間的余裕がなかったため、第124回丹波篠山市議会2月6日会議に条例改正について議案提出できるよう専決処理した。

令和6年1月25日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

議案第24号

地方自治法第180条の7の規定に基づく協議について

地方自治法第180条の7の規定に基づく協議について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第14号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和6年2月7日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

議案第25号

第4期丹波篠山市教育振興基本計画策定にかかる諮問について

丹波篠山市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（令和5年教育委員会要綱第7号）第2条の規定により、丹波篠山市教育振興基本計画の原案策定について、丹波篠山市教育振興基本計画策定委員会へ諮問する。

令和6年2月7日提出

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

議案第26号

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和6年2月7日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則（平成11年篠山市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（学校給食費の特例）

- 2 学校給食を受ける者で、園児、幼児、児童及び生徒以外の者に対する別表の規定の適用については、令和6年4月分から令和7年3月分までの間、同表中「250円」とあるのは「279円」と、「280円」とあるのは「309円」とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第27号

丹波篠山市保育従事者資格取得支援助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定  
について

丹波篠山市保育従事者資格取得支援助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和6年2月7日提出

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

## 丹波篠山市保育従事者資格取得支援助成金交付要綱の一部を改正する要綱

丹波篠山市保育従事者資格取得支援助成金交付要綱（令和5年丹波篠山市教育委員会要綱第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 丹波篠山市保育士資格等取得支援助成金交付要綱

本則中「対象保育従事者」を「対象者」に、「保育従事者資格取得支援助成金」を「保育士資格等取得支援助成金」に改める。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この要綱は、保育士試験等受験のための学習に要した費用を助成することにより、保育士資格取得者等の増加を図り、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 対象者 保育士試験等により保育士資格等の取得を目指す者であって、資格等取得後、保育施設で保育士等として3年以上勤務する者をいう。

第2条第2号中「保育施設」の次に「市内の認可」を加える。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第6条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

様式中「保育従事者資格取得支援助成金」を「保育士資格等取得支援助成金」に改める。

様式第1号中「第5条関係」を「第4条関係」に改め、様式第2号中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、様式第3号中「第9条関係」を「第8条関係」に改める。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

議案第28号

「令和6年度丹波篠山の教育」の策定について

「令和6年度丹波篠山の教育」の策定について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和6年2月7日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹後政俊

《以下別冊1》

# 報告 1

## 寄附採納について

次のとおり寄附の申し出があり承認いたしましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和6年2月7日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

No.	寄附者	品目	数量	価格	備考
1	国際ソロプチミスト ささやま 会長 内藤 万利子	現金	—	30,000 円	中央図書館の図書 購入に活用
2	石橋 佐江	ミニカー、ボール、 ハンドル、 恐竜	41 点	—	子育てふれあいセ ンタープレイルー ムで、想像力を育む おもちゃとして活 用



## 報告 2

### 後援名義の承認について

丹波篠山市教育委員会の後援名義使用願いについて、次のとおり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和6年2月7日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

No.	名称	実施日	団体	場所
1	おみせやさんごっこ ・はたらくってな～ に？	令和6年2月18日	キッズマネースクール エレンシア校 代表 工藤 勲明	四季の森生涯 学習センター
2	篠山よさこいまつり 2024	令和6年4月14日	篠山よさこいまつり 2024 実行委員会 実行委員長 上羽 裕樹	三の丸広場他

### 報告 3

#### 小中学校児童生徒の問題行動等について

小中学校児童生徒の問題行動等について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 14 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 6 年 2 月 7 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

## 報告 4

### 夏季休業期間の変更について

夏季休業期間の変更について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和6年2月7日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

## 令和6年度の夏季休業期間について

### 1 現行・経緯・趣旨等

市内学校の夏季休業日については、「丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園管理及び運営に関する規則」に、「7月21日から8月26日まで」と定めています。

令和3年度から長期休業期間を変更し、現行の期間となっています。

昨今の気温上昇や熱中症の発生状況を踏まえるとともに、授業時数が標準授業時数を大幅に上回っている状況を改善する必要もあること、また、近隣市の状況等も鑑み、令和6年度について、小学校、中学校、特別支援学校の夏季休業期間を2日間延長することとします。

### 2 令和6年度の夏季休業期間（小、中、特別支援学校）

7月21日～8月28日 39日間

※幼稚園、認定こども園（原則、早期発達支援室を含む）は、従来通り（7月21日～8月31日 42日間）で変更無し

### 3 学期の期間（幼、こども園、小、中、特別支援学校）

従来通りで、変更無し

1学期 4月1日 ～ 7月31日

2学期 8月1日 ～ 12月31日

3学期 1月1日 ～ 3月31日

### 4 今後の予定、方向性について

(1) 2月定例校長会にて説明を行い、学校園、保護者等に通知し、記者発表を行います。また、教育委員会ホームページ、教育研究所ホームページ、市広報4月号【3月発行分】等に掲載し、周知を図ります。

(2) 「丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園管理及び運営に関する規則」の改正は行わず、令和6年度については、第2条(6)授業を行わない日（休業日）は、「前各号に定めるもののほか、丹波篠山市教育委員会が指定した日又は…」を適用し、試行での実施とします。

(3) 令和7年度については、令和6年度の検証を踏まえ、令和6年度内に改めて検討することとします。

報告 5

就学時の健康診断の実施について

就学時の健康診断の実施について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和6年2月7日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

## 就学時の健康診断について

就学時の健康診断は、学校保健安全法第 11 条及び同施行令第 1 条により翌学年の初めから就学する者に対して、就学の 4 か月前（11 月末）までに教育委員会が実施しなければならない法定の健康診断です。

### 1. これまでの実施方法及び状況

- ・入学予定の小学校（14 校）において、入学説明会とあわせて 10 月下旬から 11 月中に実施してきたが、近年少子化のため各学校で健診を受ける人数が減ってきている。
- ・学校医等との日程調整や準備、会場設営等の負担もあり、学校現場からもより良い実施方法について検討と改善の要望があった。

### 2. 実施方法の検討

#### ◎令和 4 年度

- ・丹波市の就学時健康診断の集団健診の実施状況を視察。（11/24）  
丹波市健康センターミルネにおいて、5 日間実施。1 日約 100 人。

#### ◎令和 5 年度

- ・令和 6 年度から就学時の健康診断を集団健診とすることを、小学校長会及び養護教諭研究協議会と確認。

＜集団健診実施の効果＞ ①子どもの拘束時間を減らすことができる。  
②実施関係機関それぞれの負担軽減となる。

- ・関係機関との調整

#### ①丹波篠山市医師会

令和 5 年 11 月 9 日（木）運営委員会にて集団健診の実施方法等を説明し了承を得た。

#### ②丹波篠山市歯科医師会

令和 5 年 11 月 22 日（木）歯科医師会会長多幡秀隆先生に集団健診の実施方法を説明し了承を得た。

- ・丹波市の就学時健康診断の実施状況を再視察（11/30）

### 3. 令和 6 年度以降の就学時の健康診断の実施方法

- ・10 月中旬から 11 月中に、市内公共施設において 3 日間実施する。
- ・医師会及び歯科医師会へ、1 日各 2 名、3 日間で各 6 名（合計 12 名）の先生を依頼する。  
※就学時健康診断は学校医の職務ではないため、各師会に選任を依頼し、別途謝金を支払う。（令和 6 年度当初予算要求済み）
- ・1 日あたり 100 人弱。対象者を 20 人程度のグループに分け、20 分ごとに受付、教育委員会の事務手続き説明の後、健康診断（内科及び歯科）を受診、終了後は各自解散。
- ・入学説明会は時期を遅らせて、保護者のみを対象に今後も各小学校にて実施する。

#### 4. 令和6年度の日程

- ・各会場は予約済み、日程は医師会及び歯科医師会と調整済み。

会場	実施日<予定>	対象校<予定>
丹波篠山市民センター	10月24日(木)午後	篠山小・八上小・城北畑小・岡野小城東小・多紀小(計92人予定)
四季の森生涯学習センター 東館	11月7日(木)午後	大山小・味間小1・城南小・古市小(計83人予定)
四季の森生涯学習センター 東館	11月28日(木)午後	西紀南小・西紀小・西紀北小味間小2・今田小(計84人予定)

#### ※R5年度今後の予定

- ・小学校長に実施方法の変更と日程を通知(2/8校長会)
- ・認定こども園長に実施方法の変更と日程の通知
- ・医師会及び歯科医師会に、従事していただく先生の選任を依頼

#### <参考>

##### 学校保健安全法

##### (就学時の健康診断)

第十一条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

##### 学校保健安全法施行令

##### (就学時の健康診断の時期)

第一条 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。)第十一条の健康診断(以下「就学時の健康診断」という。)は、学校教育法施行令(昭和三十八年政令第三百四十号)第二条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから四月前(同令第五条、第七条、第十一条、第十四条、第十五条及び第十八条の二に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合にあつては、三月前)までの間に行うものとする。

報告 6

第 4 4 回丹波篠山 A B C マラソンについて

第 4 4 回丹波篠山 A B C マラソンについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 14 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 6 年 2 月 7 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》



報告 7 教育長報告

日	月	火	水	木	金	土
					1/19 9:00 人事ヒアリング	1/20 9:30 ホッケータウン認定証 交付式 (丹波篠山総合 スポーツ C)
1/21 10:00 第 63 回新春 かるた競技 大会 (市民 C) 13:00 丹波篠山市 障害者総合 支援センタ ースマイル ささやま開 設 20 周年記 念式典 (市 民 C)	1/22 9:30 政策会議 13:15 例規審査会 15:00 ABC マラソ ン第 2 回実 行委員会 (市民 C) 16:30 公私立園長 会	1/23 10:00 城北畑小学 校訪問 16:00 所属長会議	1/24 9:30 市議会 1 月 24 日会議 10:30 全員協議会 13:00 3 月補正予 算市長査定 15:30 庁内協議 16:00 2 月定例教 育委員会議 案検討会	1/25 8:30 能登半島地 震家屋被害 認定士職員 派遣出発式 9:00 人事ヒアリ ング 13:00 庁内協議	1/26 9:00 県教委員会 と打ち合わ せ	1/27 9:00 今田小学校 学習発表会 13:30 農業振興大 会 (四季の 森生涯学習 C)
1/28	1/29 10:00 内部協議 13:00 西紀小学校 訪問	1/30 8:30 政策会議 10:00 市展実行委 員会 13:00 庁内協議 15:00 庁内協議	1/31 10:00 第 3 回中高 連絡会 (市 民 C) 11:40 篠山東中学 校訪問 13:00 八上城保存 活用策定委 員会 17:00 所属長会議	2/1 12:00 能登半島地 震職員派遣 出発式 12:50 篠山中学校 訪問 15:00 コミュニテ ィスクール 研修会 (市 民 C)	2/2 9:30 ささよう発 表会 (篠山 養護学校) 13:30 丹波教育事 務所訪問	2/3 13:00 丹波篠山ベ ースボール クリニック (篠山中学 校) 14:00 第 5 回人権 ・同和教育 セミナー 2023 (丹南 健康福祉 C)

日	月	火	水	木	金	土
2/4	2/5 12:00 給食試食会 (城東小学 校) 19:00 第7回丹波 篠山市立今 田幼稚園・ 今田保育園 在り方検討 委員会(今 田まちづく りC)	2/6 9:30 市議会弥生 会議本会議 (第1日) 19:00 3 高校の未 来を考える 会(西紀老 人福祉C)	2/7 8:30 政策会議・ 部長会議 13:10 教育委員協 議会 14:00 定例教育委 員会 19:00 城東保育園 ・かやのみ 幼稚園在り 方検討委員 会(城東公 民館)			

## 第 124 回丹波篠山市議会師走会議一般質問

丹波篠山市教育委員会 教育長 丹後政俊

**質問 1** 夏休みの宿題について、多様化する社会を主体的に生き抜いていく力を育成していくには、一律の宿題提供は検討、廃止していくべきではないか。

(答) 家庭での学習を主体的な学びにつなげることについては、丹波篠山市でも大切であると考えており、議員ご指摘の八上小学校では今年度、夏休みの宿題の見直しを行い、2学期当初に実施する「夏休み探究学習発表会」に向けて、自分で課題を決めて探究学習に取り組むよう指導しました。他の学校でも、一律に取り組む課題と各自が自分でテーマを設定して取り組む課題を準備する等、夏休みの宿題を主体的な家庭学習に変えていく取り組みを進めています。今後も各学校で発達段階に応じた主体的な家庭学習の充実にむけた取り組みを進めます。

**質問 2** すべての学校で1人1台端末を自宅に持ち帰れるようにすべきと考えるが、教育長の見解は。

(答) 丹波篠山市では、令和2年度末にGIGAスクール構想により整備した1人1台端末を有効に活用しており、端末の持ち帰りも14校で実施しています。今後も端末の持ち帰りを含め、子どもたちがGIGAスクール構想の環境を適切に活用し、主体的な学びを実現することができるよう、情報モラル教育の充実と教職員研修の充実を進めていきます。

**質問 3** 丹波篠山市では小学校長が併設する幼稚園長を併任されているが、兼務する幼稚園業務に力を注げるモチベーションを上げるためにも園長手当の増額が必要ではないか。

(答) 小学校長が幼稚園長を兼任している教育的効果は大きいものがあるが、近年は以前よりも幼稚園と小学校との連携が重要視されたり、特別な支援を必要とする園児が増加傾向のため幼稚園教諭との打ち合わせや保護者対応の業務もあったり、幼稚園長としての業務は増えていると考えられます。

兵庫県下で小学校長が幼稚園長を兼任している6市町では、担任をもたない主任教諭等が配置されている場合が多く、それが無い丹波篠山市の兼任園長の業務量は多く、負担も大きいと考えられるので、園長手当増額につきましては、県下市町の状況を参考にしつつ、検討を進めたいと考えます。

**質問 4** 川西市は、市内すべての公立小中学校の校内にフリースクールを設置し、学校に行きづらい子どもたちのもう一つの居場所となるような環境作りを進めているが、本市でもモデル校を創設してはどうか。

(答) 学校は知識・技能の習得だけでなく多くのことを学べる場なので不登校を未然防止することが大事だが、不登校児童生徒には、早期発見・早期対応が大切で、何より多様な居場所や学びの場を用意し、社会的自立につながるような支援をすることが重要だと考える。

校内適応指導教室の設置については、空き教室の確保やスタッフの配置など、いくつかの課題がありますが、国・県の動向を踏まえながら、篠山中学校以外でも適応指導教室のような教室以外の居場所を設置することができないかを検討していきます。「適応指導教室」の名称についても、検討します。

**質問5 学校では、環境学習をSDGsとの関連を踏まえてどのように取り組んでいるのか。**

(答) (教科や各学校での取組を紹介した後) SDGsは、すべての人々にとってよりよい持続可能な社会を築くため、貧困や不平等、気候変動、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな課題の解決を目指すものです。誰一人置き去りにしない社会を作っていくためにも、義務教育の段階からSDGsに関連した学びに接し、深めていくことを進めていきたいと考えています。

**質問6 児童生徒に通学时以外にもヘルメットを着用してもらうための工夫は考えているのか。**

(答) (自転車のヘルメットの購入や交通安全教室等についての状況を説明した後) ヘルメットを着用する目的は、児童生徒の命を守ることにあります。児童生徒がヘルメットを着ける意味を理解し、自分の意志で着用することにつながるのかという視点を大切にしながら、児童生徒の安全を守る取り組みを進めていきたいと考えています。

**質問7 子どもたちに多様な学びの場を。学校の中に安心できる居場所を創ることが必要では。フリースクール利用児童生徒支援補助金を検討してはどうか。**

(答) (本市の小中学校における不登校児童生徒の現状・課題及び取り組み、生徒や保護者への相談支援の状況、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの取り組み状況、適応指導教室「ゆめハウス」についての現状と課題等を述べた後) 今後は、児童生徒が安心して過ごせる居場所を作るうえで、国や県の動向も踏まえ、職員の配置を含めた体制作りを検討していきたいと考えています。丹波篠山市として「指導要録上出席扱いとすることのできる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設」と認定したフリースクールとの連携や支援について検討していきたいと考えております。

**質問8 スクールサポートスタッフを全校に配置する必要があると考えるが。**

(答) スクールサポートスタッフの配置は、①教職員の負担軽減②教育の質向上に寄与しており、全校配置については、国や県の動向、他の市費会計年度任用職員の配置等を踏まえて判断していきます。

教職員の超過勤務時間の改善・働きやすい環境の構築については、これまでも取り組んできていますが、今後も引き続き取り組んでいきます。